

## 第44回長野県景観審議会議事録

日時：平成24年(2012年)1月27日(金)  
午後1時30分から4時まで

場所：長野県庁特別会議室

1 日 時 平成 24 年（2012 年）1 月 27 日（金）午後 1 時 30 分から 4 時まで

2 場 所 長野県庁特別会議室

### 3 出席者

#### （1）審議会委員（敬称略）

勝山敏雄	小松郁俊	進士五十八
場々洋介	藤居良夫	増田幸一
益山代利子	三澤重一	宮崎崇徳
矢澤由美子		

#### （2）長野県

堀内秀	建設部長	
真嶋和紀	建設部建築指導課長	
丸山良雄	建設部建築指導課	課長補佐兼景観係長
米山武	建設部建築指導課景観係	担当係長
萩原淳	〃	主査
塩野靖生	〃	技師

### 4 資料

#### （1）長野県の景観施策について

資料 1 長野県の景観施策について

#### （2）高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画の一部変更について

資料 2 - 1 長野県景観計画等の概要について

資料 2 - 2 高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画の変更案【パワーポイント】

資料 2 - 3 高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画の変更（案）

資料 2 - 4 高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画の変更に対する県民意見

#### （3）屋外広告物条例の規定による規制地域の指定について

資料 3 - 1 屋外広告物規制地域の指定（案）

資料 3 - 2 屋外広告物規制地域の指定（案）【パワーポイント】

#### （4）その他

資料 4 世界に誇る信州の農村景観育成事業

(以下、議事要旨)

丸山課長補佐

それでは、景観審議会を開会させていただきたいと思います。

審議会の開会に当たり、建設部長の堀内秀から御挨拶を申し上げます。

(堀内建設部長の挨拶 略)

丸山課長補佐

続きまして、本日の委員の皆様の出欠の状況でございます。

委員総数 15 名のところ、本日、関委員、佐々木委員、西村委員、牧野委員、山下委員におかれましては、御都合により欠席されております。また、小松委員ですが、交通の事情で 30 分ほど遅れるという連絡がございました。したがって、現在 9 名の出席をいただいております。委員の過半数の出席が得られておりますので、長野県景観条例第 40 条第 2 項に基づき、会議が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

なお、本日は、新しく景観審議会委員として皆様に御委嘱申し上げてから初めての審議会でございますので、会長を選出していただく必要がございます。それまでの間、事務局が会議の進行をさせていただきたいので、御了承をお願いします。

それでは、最初に、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。

名簿順でお願いいたします。

(委員の自己紹介 略)

丸山課長補佐

ありがとうございました。事務局側を紹介申し上げます。

建設部長の堀内秀でございます。建築指導課長の真嶋和紀でございます。私、景観係長の丸山良雄でございます。同じく、担当係長の米山武でございます。主査の萩原淳でございます。技師の塩野靖生でございます。よろしく願いいたします。

なお、建設部長の堀内でございますが、所要がございますので、ここで失礼をさせていただきます。

それでは、議事 1 の「会長の選出」に入りたいと思います。

景観条例第 38 条第 1 項の規定により、会長は委員の皆様の互選によって選出していただくこととなっております。

委員の皆様から立候補あるいは御推薦がございましたらお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

藤居委員

長年景観に関します研究をされておられて、また、我々も御指導いただいております進

士先生にできたらお願いしたいと思っております。

丸山課長補佐

ただいま藤居委員さんから、「進士委員さんを会長に」との御発言がありましたが、皆様いかがでございましょうか。

進士委員さん、お引き受けいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、会長をお願いすることに決定いたしました。

これからの会議の進行ですが、景観条例第 40 条第 1 項の規定により、会長さんをお願いいたしたいと思えます。

進士委員さん、会長席へお移りいただきたいと思えます。

それでは御挨拶のあと、会長代理の方のご指名と、議事録署名委員をお 2 人指名していただきますようお願いいたします。

進士委員

御推薦いただきました進士です。どうぞよろしく。

景観というと、屋外広告物とか電柱の地下埋設とか、本当に単純化してものを言う人がいるのです。困ったものだと思います。看板もあつたほうがいい場所もたくさんあるのです。ない方がいいところもあるという、そういうことなのです。

ちょうど今、今年第 5 次がスタートする、越後妻有のアートトリエンナーレをご存知でしょうか。大地の芸術祭という農村を舞台にしたアートフェスティバルです。そこには、松之山温泉があつて、その看板は有名なデザイナーが作ったのですが、その看板が芸術作品で高く評価されている。そういう時代ですから、場所によって、何も無いところではそれに意味があるわけです。ただ問題のあるのもなくはないでしょう。でも、それは当たり前のことですよね、全て。

皆さんでいろんな智恵を出していただいて、この長野が、全国で、本当に美しい長野で、魅力のある長野だと言われるように、私自身もささやかな貢献をしたいと思っております。皆さんもどうぞよろしくお願ひします。

まず、4 期お続けの方が何人かおられて、御専門でもいらっしゃるし、会長代理を是非藤居先生にお願いしたいと思えます。

議事録署名人は、勝山敏雄さんと小松郁俊さんをお願いしたいと思えますがよろしいでしょうか。

藤居先生、一言ございませうか。

藤居委員

これで 4 期続けさせていただいている藤居です。どうぞよろしくお願ひします。

進士会長

早速ですが、議題に入りたいと思えます。長野県の景観施策について、全体像を最初に

説明したいそうですので、これから入りたいと思います。

丸山課長補佐

(資料1により説明)

進士会長

ただ今の説明に御意見や御質問はございますでしょうか。

何でも結構ですけど、よろしいですか。

景観行政団体という言葉があって普通の人にはわかりにくいのですが、要するに二重行政を排するために、国は、都道府県がまず景観行政団体だと。その中で、市町村がやるときには、もう市町村に任せてしまおうと。こういうことなのですね。任せるときに、丸投げというわけにはいかないで、県で決めたルールと調整して、県で決めた方針の中で後は自由にやるという、そういう仕掛けなものですから、それが今回、外れるのですね。

それでは次の議題です。議事の3で、高社山麓・千曲川下流域の景観育成重点地域景観計画の一部変更について。

萩原主査

(資料2 - 1 ~ 2 - 4により説明)

進士会長

ただ今の御説明に御意見、あるいは御質問がございますでしょうか。

宮崎委員

2点ほど確認させていただきたい。

まず1点目は、届出基準ということで、5ページに、山ノ内町と長野県の重点地域の表がでております。これをみますと山ノ内町の基準については重点地域と同等という形になっているのですが、県の方の基準では沿道に対する基準もございしますが、現時点で山ノ内町で検討されている内容には、沿道についての基準等があるのかどうか。

もう1点は、先ほどの、今後の景観行政団体の移行というところをみますと、隣接する中野市ですとか、飯山市も将来的には景観行政団体になって、外れる可能性が非常に高いと思うのです。この地域のほとんどが外れてしまって、歯抜けのような状態になってしまうと思うのですが、そうしたときに、残った町村についてだけ、この県の基準をそのまま生かすのか、それとも何か別の方策を考えられているのか、その辺について確認させていただければと思います。

萩原主査

まず1点目は、山ノ内町の景観計画の案で、沿道等の地域区分はどうなるかという御質問かと思いますが、県の方は、沿道、田園、山麓田園、山地高原という基準ですけれ

ども、山ノ内町は、市街地、田園、山麓田園、山地高原、高原という区分にしております。沿道の区域という規定がなくなりますけれども、届出対象の規模としては他の地域と沿道変わらないのは、山ノ内町も長野県も一緒でございます。

景観の形成の基準、どれだけ道路後退を必要とするか、色彩をどうするかという基準につきましては、長野県の景観計画の沿道に関する部分を、田園地域、山麓田園地域のところにそのまま移しているということで、沿道という地域指定はなくなりますけれども、基準が消えてしまうということはないと。主に景観を占めている田園、山麓田園のほうに、沿道の景観形成基準を移しているということでございます。

宮崎委員

そうしますと、沿道のところで大規模建築物等については5 m以上離すというような項目がありますが、これに準じたものがあるということでしょうか。

萩原主査

はい。山ノ内町の方には、田園と山麓田園の方に、大規模行為にあっては何メートル以上の道路後退をする。あるいは、山地高原の方も、何メートルの後退をするというふうに、それぞれ規定しております。

進士会長

2点目は、地域が抜けていったらどうなるかといった御質問でしたね。

萩原主査

これから中野市とか、他の市町村が景観行政団体になり、景観計画を定めていくというときも、長野県の重点地域の景観計画の内容、規模、規制に関する方針を、そのまま引き継いでいかれるようお願いして、その上で、そうした事前相談、協議を行いながら、景観計画策定と一緒に携わっていくということでありまして、残った地域というものができた場合には、長野県の方で、今までと変わらない景観計画、届出基準として、景観行政団体となっていく区域とともに一体的に、規制誘導が行われていくものと考えております。

丸山課長補佐

景観行政団体になられるに際しまして、条件に事前の協議がございます。その中で、基準の一番最低限は、県の基準でお願いし、地域の独自性を加味した上乘せをしていただくについては、それは市町村さんのほうで考えていただきたいということで、そのような協議をしております。今回も、山ノ内町さんは県の重点地域の基準を最低基準にしているということで、それは県の方針に沿っているということで、こちらのほうで同意をしていくということです。残るところにつきましては、まだ重点地域になっておりますので、その辺のバランスはとれているのかなというふうに考えております。

### 宮崎委員

制度上、そういうふうになるということは理解しているのですが、これは多分、この地域だけではなくて、これから景観行政団体が増えていくと、どうしても県が直轄する部分というものが減っていく形になると思うのです。そうしたときに、今のパブリックコメントの意見ではないですが、各市町村が規制をしたときに、特に沿道の規制のようなものでバラツキがでてくるような可能性が出てくるので、例えば今回のような重点地域みたいな区域のところについて、そういったようなことがあったときには、例えば、仮に野沢温泉村だけ残ったといったような場合に、むしろ県の方が野沢温泉村にも景観行政団体になっていくような働きかけをしていく形も、今後、是非検討していただきたい。これは、意見ですが。

### 真嶋課長

県の景観計画をみてお分かりのとおり非常に大雑把な計画になっています。それを補完するために重点地域があるのですが、重点地域も、その場所の全部を対象にしているもので、どうしても大雑把になってしまう。こういった景観行政団体になりますと、個々に細かくみていただきますので、その点は、非常にいい。

県の方としても、景観行政の主体は基礎的自治体である市町村ということを経営計画でうたっておりますので、それに則って、今後も景観行政団体になるように働きかけをしていきたいと思っております。残るところが、野沢温泉村、栄村になるのですが、そちらの方にも順次働きかけて、お願いしていくようにしていきたいと思っております。

### 三澤委員

参考の話なのですが、今、伊那市が景観行政団体を目指して、去年から進んでおります。たまたま、今日の地方紙での伊那市の市長さんのお話です。今日の新聞の内容というのは、伊那市だけで頑張ってもダメだと、近隣の市町村に声をかけて、上伊那全域、飯田までも含めた話し合いをしていくように、これからやりたい、というような記事がありました。

今、ちょうど、歯抜けというような意見がでましたので、伊那市の市長はそう考えているということを県の方にもお伝えしておきます。

### 進士会長

三澤委員がおっしゃったとおりですね。景観行政団体という言い方はそこができるのですね。広域でもやれるのです。

法律の理解が十分市民に伝わっていないようですね。私は法律づくりにもお付き合いしたのですが、景観法だけは普通の法律とちょっと違うのです。基準を一律に作って、こうしてくれというのではないのです。それぞれの地域がこういう町にしたいという、景観計画でビジョンを描いたら、それでいいのだという考えなのです。

例えば、消防法とか建築基準法とかは、みんなルールが決まっています、全国どこへ行っ

でもそれを守らせるでしょう。景観法は、そうではないわけなのです。この町、この村で違う。

例えば、最初にくださった資料で、マンションかオフィスビルの写真がでてました。長野県の景観育成施策という2枚目の真ん中に、指導前と指導後ってあるでしょう。ブルーの壁の色が、指導後はなくなっています。左が悪くて右がいいって言えますか？場所によって違うでしょう。それなのに、一律に何か色物はいけない、地味にまとめろ、みたいなんですね、これは誤解があるのです。

景観法は、そういうふうに、統一的な基準で全部やれと言ってないのです。本当にその町らしい独自の個性が出せるようにしたのです。ところが、法律が県に下りてくると、基準を作らないと何となく不安になるのですね。大体、役所ってそういう人が多いから。だけど景観行政では、こんなに面倒くさいことやらなくてもいい。

審議会では、本当の審議をするべきです。景観審議会では、どんな町にしようか、どんな風景にしようとか、本気で議論するべきです。ところが今のように、全部手続きなのです。

単純に言えば、今の議題は、要するに、景観行政団体というのはまず法律では一義的には県がやるっていうことになっている。まず県で全体像を作って、次々に成熟して地域社会がおれのところはおれのところで頑張るっていったら任せましょうと。任せたら県も手を引く。そういうことなのです。

ただ、さっき宮崎さんおっしゃった重要なポイントが一つあって、そうやって抜けていったときに、本当はこれ抜けているのではないのです。平たく言うと、基礎自治体としては県へ景観行政の権限を寄せたわけです。抜けたのではなく、主体的にやるようになったということです。非常にいいことなのです。ただ全体としてラフに作ってあった県のプランだと、残ったけど昔どおりではダメだという宮崎さんの指摘は非常に重要です。自治体がやるようになったら、残った県の計画は、従来のラフのままではダメかもしれないから、県は見直してやらないといけないのだと。

ただ、国の法律の精神は、一番責任をもっている、地域住民がいるところの基礎自治体が景観行政の中心だと決めているのです。それまで過渡的に県が面倒を見ている。

もう一つは、風景でも、大景観、中景観、小景観があります。地形なんかでよく、微地形っていうでしょう。気象も大気候と微気候というものもある。景観も、オール長野で大きな枠組みがあるわけです。信濃の国には山がいっぱいありますから、こんな大きな山の、ここだけで景観行政やっていてもダメでしょう。だから、やはり県ですと責任もたなくてはいけないものもあるのです。新幹線の沿線とか国道の沿線とかは、長野県のイメージが左右されますから。だけど、住民が住んでいる地域は、自分の街の個性をつくれるようにしようと、この2つがあるわけで、大景観、微景観とか小景観、それぞれの役割分担なのです。

ですから、基礎自治体がやるにしても、県がもう何にもしなくていいかっていうと、そんなことはない。オール長野でやることは、やはり、ずっとやり続ける。小さい細かいこと、ローカルなことはローカルに任せようということです。

今の議題は、山ノ内町が自分でやりたいといってきた。だから県としては、ここここはこういう約束ね、といって後はお任せしますという、そういう話ですよ。

審議会が機能しない、形式主義だとずっと批判されてきたわけです。それは、手続きを丁寧にするから。でも、手続きは行政を信頼しているから、審議会での説明はもっと簡単でいい。審議会は本当の審議をする。今日の話で、事前の打合せで伺ったことからいうと、皆さんがどういう思いで長野の景観を育てたいかと、こういう意見を最後に聴くのだそうです。それこそが大事なのです。新しい政策をむしろ県に提案していけるような審議会にならないと。手続き論の無謬性、間違っているかどうかのチェックの機能ではないのです。これからは、少なくともこの任期で、(資料1の)薄い黄色が濃くなってきますから、これは1回目と同じですと一言いっていただければいいから。

先ほど、この町は厳しく規制したからいいのだ、みたいに言ったけれど、それもおかしいです。法律上はそう書いていません。うちの町は、ここをむしろ緩めたほうがいいと、住民が思ってその自治体が決めればよいということになっているのであって、もちろん審議会として、それを客観的にみて、それはおかしいというのであったら、意見を言えるのです。だけど、必ずしも県で決めていたルールより厳しくしていかないと景観行政団体としないというのは法律の精神には反するのです。そこだけは覚えておいてください。

#### 勝山委員

手続き上は、いただいた書類で赤線引いたところがなくなりますよということで、多分手元に資料送られたときにざっと目を通して、OKですよっていったら、すぐに終わってしまう。むしろ、この審議会の審議内容でないところが重要なのではないかと、いつも僕は思っています。

今回、山ノ内町が行政団体になるということで、今までは山ノ内町のほんの一角だけ県の重点地域に指定されていた規制の範囲を全域に拡大するというので、規制をかけているところが全域になるわけですよ。規制は全域として厳しくなるんですが、山ノ内町が行政団体になるときに、山ノ内町としての独自のものは何かということ資料としてちょっと付けていただきたいと思います。

というのは、これから他の地域もなっていくときに、例えば山ノ内町ならばこういう規制をかけていて、こういうことをやっているんだよと、ということが皆さんに分ければ、隣の中野市とか飯山市とかそういったときに、山ノ内町でこういうことをやっているからこういうのはどうですかというような話もできると思うので、この審議会の審議内容ではないかも知れないのですが、そういった情報をちょっと入れていただくと話しも見えてくるし、今後、この地域全体にとってはいいのかなと思いますので、その辺も県にお願いしたいと思います。

#### 進士会長

今、勝山委員がおっしゃった何かこの町特有のことをきいていますか。

萩原主査

今、山ノ内町さんの景観計画案がこちらにございますけれど、基本的には、県の重点地域の内容を広げて、規制誘導の決まりごとは県のものをそのまま準用していくということで、特に大きな変更点、県の計画との変更点というのはございませんけれど、県でくっただ雑把なくくりよりも更に、地域の特性に合わせたエリア区分をしているというのが山ノ内町さんの景観計画の特徴だと思います。

進士会長

もう1回繰り返しますけれど、今後も、景観行政団体が市町村にありますから、そのときに県のいうとおりにやらなきゃだめだって言うてはいけないと思います。

東京都もそうなんです。ただ、都知事はね、千代田区は千代田区が考えている以上に厳しくするんです。逆に江戸川区なんかはもう逆に何でもやってくれって言うのです。お分かりでしょう。東京の首都の顔はやっぱり千代田区ですから、ここは風格のあるようにしたい。だけど、千代田区の区議会とかは、地域の活性化とか、もっといろんなことをやりたい。こういうふうにして県の立場と市町村の立場は違って来るわけです。そういう協議をすることに意味があるのです。

だから、景観行政団体におろすということの意味は、まさに地域が本気で、単に県から指示されてやるのではなくて、「県の今までの取り組みはこうだけど、うちももっとこういう町にしたいから、こういう厳しさは県のときより緩めたいが、逆にこういうことは新しくやるんだ」と。県の役割は、そういうことを主体的に自治体が考えるように、リードしてあげる、サポートしてあげるということですね。今後もそうされたいと思います。

今、勝山委員おっしゃったように、この議題をみると、要するに、地域が外れたので赤く消したという、それだけなのです。だから、本当の心は、今申し上げました。

一応、議題ですから、これに決したいと思いますが、県の原案をお認めいただけるか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

進士会長

ありがとうございました。それでは続きまして、4つめの議題で、屋外広告物規制地域の指定。どうぞ。

塩野技師

(資料3 - 1及び資料3 - 2により説明)

進士会長

ただ今の説明に対して御意見や質問がございましたらどうぞ。

場々委員

高山村は景観行政団体になっているけれど、看板規制の条例ができてないので、今回、県の方でいれたということだと思っておりますけれども、過去の経緯等が分からないので、どうして今回これができたのかという位置付けをもっと教えてもらいたい。

進士会長

今なぜ3地点の地域指定をするのか。

塩野技師

高山村は、既に景観行政団体になっております。景観行政団体になれば本来は、独自に屋外広告物条例を制定して規制することができますが、村の方から2年前ほど、県条例で地域指定して欲しいという強い要望がありまして、この間に打合せをしておりました。

村としては景観行政団体に移行してからいろいろと景観行政に力をいれてきた。さらに、屋外広告物の規制をして、さらに力を入れたいという村の強い意向があります。また、今回の路線は、須坂市方面から山田温泉を結ぶ広域的な路線という位置付けもありますので、県として禁止地域の指定を行いたいというふうに考えております。

場々委員

こういったケースは、長野県の他のところでも多いのでしょうか。

塩野技師

最近では市町村からの要望で、指定するケースが多いといえます。

増田委員

この資料をみましても、必要な看板もあるのです。今のところが見苦しいから、撤去させるためには一律に禁止にしなければいけないという考えがあるのかもしれません。

しかし、規制区域という形にしておいて、必要なものは、残すというより、もっときれいなものを作ってもらおう。禁止ですと、自己用のものしかできず規制が強すぎる。必要なものは必要ということで、高山村の指導が十分行き渡るのであれば村としてやってもらおうなり、できなければ県で、事務局の皆さんなりこの審議会でもある程度案をだすとかいうことも、やぶさかではないと思うのです。

美しい看板というものを、逆にここから発信できるような、そんなところまで含めて、一律に禁止することはどうかというのをちょっと考えてみたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

進士会長

いかがでしょうか。お答えください。

#### 丸山課長補佐

区域をみてもらえば分かるのですが、高山村の方で、看板が必要な部落とか、工場のあるようなところは一応除いてあります。景観的に、山がきれいに見える見晴らしのいいようなところや温泉施設で交通量が結構あるようなところについては、これから看板を立てないようにしてもらいたい、ということで、規制をしていきたいということです。

ですから、看板の必要なところは、地域指定から除いてあります。県の方でも、一律規制ではなくて、もっと弾力的に、特別規制地域のような制度、スポット的に看板の誘導をするような地域を設けるといったことも含めて、独自の条例を作っていただきたいということをお願いはしてあるのですが、とりあえず県の条例で規制をしていきたいということです。

本来は、独自に条例を定めていただいて、きめ細かな対応をしていただければいいなとこちらも考えております。

#### 藤居委員

私、高山村の委員をしていますので、補足させていただきます。

高山村はほとんど山林で、禁止指定してほしいという路線に沿って、周りは全部山林です。奥に山田温泉等に行く部分があるのですが、写真をみていただければお分かりになりますが、民宿とか、温泉宿とかの大きな看板があちこちに目立つと。最近、観光客等もナビゲーションで行かれるので、そんな大きなものがあちこちにある必要はないかという意見がございましたので、こういう話しになりました。

独自に条例があればいいかという話しもあったのですが、広い範囲が山林ですので、村として全体を把握できるまで、メインとして取り組む形で、提案をしているという状況です。

#### 進士会長

今は、指定の方がいいという意見と、もうちょっと考えた方がいいという2つ出ましたが、それ以外の委員の方いますか。

#### 三澤委員

我々の業界も、そういったいろいろな規制がでてくるなかで業界として生きていくにはどうしたらいいのか、という話し合いをしているときです。まず、その地区にあったデザインにしたらどうか。

たまたまこれを見ていますと、確かに、昔からある、ただ大きいだけの看板の気がします。その地区、その地区に合ったような雰囲気デザインにしていけば、当然ナビゲーターで来るお客さんもその近所にきたら、「あ、あそこだな」というのが分かる程度の案内くらいの表示板は是非必要だと思うのです。デザインを考えれば、恐らくはその風景にマッチしたものであれば、そう違和感はないのではないかと、邪魔という感覚にはならないので

はないかと思えます。

進士会長

業界代表お2人みたいな言い方になってしまったのですが、関係者として来ているのですから、審議会としては、あまり良くないですね。

ただ、いろんな御意見があるのは当然ですから、どうぞ、他の委員も御発言ください。

益山委員

観光の視点から一言だけ発言させていただきたい。

山奥にある温泉地にありがちなのですけれど、行けども行けども、どこにその温泉街があるのか分からない、というのが観光客の視点からいうとあるのです。そういったことを考えると、看板の果たす役割というのは、非常に大きい。この入口に、適切なデザインの適切な規模の看板があって、村全体で統一感のあるようなものを、入口と奥まった温泉が近づいてきたところにあると非常に便利だというようなことが言われております。必ずしも、この山田温泉のところまで行かないと、場所が分からないということでは、やはりまずいのではないかなというふうに感じます。

進士会長

他の委員。

宮崎委員

先ほどの場々委員の意見の関連です。景観行政団体は基本的に景観に関するものは自治体が行うという中で、高山村が行政団体であるのに県が指定をするというのが、一時的に県が指定して今後村が独自条例をつくるということならいいと思うのです。けれど、今後、他の市町村からも同じような形で、景観行政団体になったけれど屋外広告物だけは県がやってくれといった話があったときに、どのような対応になるかといったことを確認したいのですが。

丸山課長補佐

県が指定するという条例になっていますので、当然、申し出があれば県が指定していくという形になります。ただ、県が指定すると書いてありますが、実際は、地元の皆さんの意向、市町村の意向をまず考えて、そこで了解が得られたら指定をするという形になっております。一方的に県が指定をしていくというようなことではありません。

今回につきましても、地元の皆さんがよく話しをして禁止地域にするということで了解を得られた、ということで上がってきたので、こちらとしても指定する。手続き的に指定をするということになりました。

#### 宮崎委員

手続き的に、村で独自条例ではできない理由というのは・・・

#### 丸山課長補佐

独自条例以外の区域の指定につきましては、県条例がかかることになっておりますので指定する場合にはもう県の条例を利用するしかないということで指定をします。

#### 小松委員

こういうふうに市町村をまたがっている路線を規制する場合、一つの村とか市だけでやると、規制の厳しくない方に看板が集中して立つということが起きてくるので、ある程度、広域で指定していただいた方が、道路の景観としては規制がし易いというふうに感じています。

特に行政団体が細切れになってきますと、広告物条例について、ここまではいいが、ここからはいけないというようなことが、路線によってバラバラになってきますから、ある程度は広い範囲で、その路線について規定を一括して決めていったほうが、作るほうも楽ですし、守るほうも楽だと思います。

市町村単位で決めてやっていく部分と、ある程度広い範囲で統一してやったほうが楽な部分もあるかと思いますが、道路の広告の規制についてはある程度広い範囲で、路線についてずっと長くやっていく。

例えば、諏訪で言えば、茅野市、原村、富士見にまたがるようなものになれば、やはり一括していただいたほうが守りやすいという部分があります。そういう形に一括してやってもらう分には、決して県が独自で決めてしまうということではなくて、地元の立場としては、むしろその方が守りやすいということだけ、付け加えたいと思います。

#### 進士会長

資料3の1に指定の理由が書いてありますが、この町は、日本でもっとも美しい村連合に加盟して、とにかく看板をなくしたいのですか。藤居先生。

#### 藤居委員

そこまでは聞いていないのですが、自己用のある一定規模のものは適用除外になりますので、沿道のかなり大きなものだけを禁止したいと。

#### 勝山委員

高山村は、景観行政団体になって景観に対する意識がすごく高まった結果ではないかなという理解をしています。もともと高山村は山林で、特に屋外広告というのが目だった地域でもないの、景観行政団体になったから、独自に即、屋外広告物条例を作るかということ、多分、なかなかつくれない状況だと思うのです。

この路線は、山田温泉に通ずるメインの道路で、これをずっと上っていくと山田温泉につながっていくすごく美しい景観を形成している重要なポイントであって、多分、村として独自の条例を作るよりも、県全体の条例の中で、ある程度位置付けをしていてもらった方が、村としてはいいというような意味合いがあるのかなというふうに理解しました。

県に規制をしてくださいというのであれば、今後、村独自に、特別な広告的なもの、例えば観光地の山田温泉であるとか、そういった全体の地域の看板は当然必要なのかなと思いますので、村の方で動いてもらうようなことをしていけばいいのかなと。地域を示すある程度デザインされた看板が、当然必要なのかなと思います。

進士会長

今のいろんな御意見を伺って、事務局、特に御担当の方はどう思っているのですか。

景観行政ではまず屋外広告物ですから、大変難しい問題なわけなのですが、実はこれ以上に難しい問題は、廃屋なのです。農家の納屋なんかが使ってなくて壊れかかって。同じくらい大きな問題なのですね。

屋外広告物法は非常に早い法律、古い法律なのです。ですから、いいデザインということとは考えなかったのです。新幹線の沿線も野立てがひどかったし、今は随分そういう意味ではセンスも良くなってきたのですが、一般の国民のイメージは非常に悪い。それこそ業界ももっと努力して、素晴らしい看板をむしろコンクールでみせていくとかしないと。東京のパチンコ店も今ではほとんど看板が表にでていません。非常におしゃれな建物になって、このくらい、全体を考える時代になってきたというわけです。

私、会長を引き受けて、出てきた案件を潰しちゃうというわけにもいかないという立場もありまして、まず事務局に伺いたいのですが、この審議会はどのくらいのピッチで開くのですか。次はいつですか。

丸山課長補佐

基本的に案件が出てきたときにということで考えております。

進士会長

つまり、今回の問題は2つの捉え方がありますね。

ひとつは基礎自治体が日本で最も美しい村を目指していて、そのために最初から広告物を規制しようと。ニュースバリューとか、効果があるのですね。

本当は、広告のスタンダードがこうだ、長野県はこうしようという全県のマスタープランがなくては。1本1本でてくると、さっき先生がおっしゃたように、ある所だけ集中してしまうということがある。長野県全体のステータスを落としてしまう。景観の質も落としてしまうということもあるので、本当は、まさに長野県は一つで、路線によって特色がでるということが必要だと思うのです。

本当は禁止ではなくて、路線の看板計画というのをきちんと作ってコントロールすればいいということは十分ありうるのです。さっきおっしゃったように、観光的には、外来者

にとっては重要ですし、温泉郷というのは看板がいくつか並んでないと、ここは10軒くらいホテルがあるらしいとか、そういうメリットもあるわけだから。

多分、非常にシンプルな昔風の看板・広告悪説が地域にあって、地元では、今のような議論はひょっとするとあまりされていないまま、県でやってよと。

手続きは面倒ですから、県で規制してもらったほうが楽なんですね、今後の手続きもこれから県でやるんですから。

#### 丸山課長補佐

許認可につきましては、全て市町村に権限委譲しておりますので、地域指定だけを我々がやって、あとの許認可、監督の取締り関係は、市町村の方で行います。

#### 増田委員

景観条例では、沿線地域はこうふうにしなさいというアドバイス。こういう路線についての規制は屋外広告物条例でしかないわけですよ。ですから、高山村は、この路線については規制してくださいといって県にあがってきた。

私も業界だけでなく、益山さんもおっしゃっていただいたのですが、やはりある程度もっときれいになるのであれば、禁止でなくて、規制のうちでもっと切磋琢磨していただくのが本来いいのではないかと。

#### 進士会長

基礎自治体ではどういう感触でしょうか。一刻を争って指定しなければいけないのかと。

これを今日、審議会で認めないということは、そのあとのフォローアップを求めることになります。つまり、本当にこの地域の広告看板の類をどうしようかというモデルプランくらいを関係者が主体的、自主的に町と協力して作って、禁止ではなくて規制でコントロールして、むしろいい形にする。

そういう保障がないと、やはり自治体としては、禁止地域に指定してすっきりしたアピールをしたのだらうと想像するので、その場合は、ある程度認めなくてはならないだろう。

なにぶん感触とタイミングが分からないので、どうですか。

#### 塩野技師

今回の路線は、既に通している既存の路線なので、特にこのタイミングで急がなければならないという理由はないのですが、村で、既に1年ほど前から、丁寧に地元で周知しておりまして、平成24年4月1日から指定を行うことを個別に所有者さん等に説明しております。

また、先ほどお話しにありましたけれど、何でも禁止するわけではなくて、禁止地域にしても、自己用広告物、一部適用除外になるものもありますし、今回ある程度規制する場所を、大きな集落等を外して、本当にこの場所は必要ないという野立て看板があるよう

な部分に関して禁止地域にしているということで考えております。

村でも、撤去するにあたっては、ある程度の助成をするようなことも検討しているということも聞いておりますし、村の公共施設に案内するような看板も含めて、村で、温泉施設への案内看板を設置するというようなことも考えているとも聞いていますので、そういった対応でしていけるのではないかなというふうに考えております。

進士会長

例えば、行政が設置する場合は適用除外ということになっていませんか。

塩野技師

当県の条例では、都道府県・市町村が設置する屋外広告物に関しては適用除外になっておりまして、禁止地域でも設置することができるようになっています。

進士会長

そういうことがあるので、私としては、本当にこれが機能するなら、まさに地元と一緒に皆さんプロが入っていただいて、「行政がやりますから本当のモデル地区を見せてやる」としていただけたらどうかと思います。

ただ、今後の話については、小松委員あるいは場々委員がおっしゃるように、基礎自治体が要望したら、はい分かったといって線を引いていくと、県が何をやってるのか分からなくなるということがあるので、トータルにやらないと。

今回は、さっき勝山委員がいわれたように地元が景観行政団体に目覚めて、本気で出てきたというふうに解釈して、それを応援しましょうという、いわゆる玉虫色の提案をしているのです。

この地域だけで業界は生きているわけではないでしょうから、ひとつ突破口にさせていただいて、プロの力を入れて、長野県の沿道景観の作り方のモデルをここで見せていくと、というようなことにさせていただけたらと思いますが、いかがでしょう。

益山委員

長野県には、他にも美しい村に指定されている市町村がありまして、そちらの沿道景観の事例も参考にされるよう県から指導されたいかがかなと思うのですけど。例えば大鹿村ですとか、小川村ですとか。

美しい村に指定されていて広告物条例をもっているところもあるし、もっていないところもあると思うのですけれど、そういったところの統一性といいますか、その村々で個性がもちろんあっていいと思うのですけれども、やはり、県外の方が日本の美しい村に来られたときに、あっちの村とこっちの村とでは看板の規制が全く違うね、ということではなくて、ある程度統一性というのが必要ではないかなというふうに考えますが、いかがでしょう。

丸山課長補佐

許可基準の中では統一的に扱っています。デザインの面は長野県らしい、そんなような看板を設置してもらうように、業界の方と話し合いなりをしていきたいと思います。

高山村も美しい村連合に入っておりまして、なるべく看板の規制をしていきたいということで動いているということでございます。

進士会長

いかがでしょう、私、議事進行上の提案をしましたが、何か御意見ございますでしょうか。

小松委員

今回のことに関しましては、除外の項目もありますし、認可していただいていく方向で、進めていただいてもいいのではないかなという気がいたします。

増田委員

村がやるという認識が、私になかったものですから、民間として規制の範囲でというふうなことを申し上げましたけれど、村が公共団体として、必要な看板を作れるという規定の中でやるという条件があるとすれば、住民の皆さんの希望で禁止区域にしてくれとってできたのですから、それをわざわざ、ひっくり返す気持ちはありません。

進士会長

それでは、大体御意見をいただいたようですから、屋外広告物規制地域の指定については、今でたような御意見を県が十分に踏まえて、基礎自治体とつなげていただき、先ほどいいましたように非常にいい形でここがモデルになってくれるような、そういう機会をつくることを前提にお認めいただきたいと、こう思います。

よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

進士会長

それでは、最後、事務局ご説明ください。

丸山課長補佐

(資料4により説明)

進士会長

せっかくの初回でございますので、お一人ずついろいろお感じになっていること、ある

いは、この審議会や担当の行政に希望されるようなこととお話しただろうかと思います。  
3分以内ということで、どうぞご協力いただきまして、お願いしたいと思います。  
それでは、矢澤委員から。

#### 矢澤委員

今、環境、エネルギーということで、飯田市で特に、太陽光発電を推進しています。

飯田市は河岸段丘のような形になっていまして、里山がありまして、その下に農村風景があって、その農村風景の屋根に太陽光パネルがどんどん載っている風景があるのです。

その風景がいいのかどうか、私は不思議です。ある人は絆創膏を貼っているといいましたけれど、そんなような形なのです。屋根が太陽にあたって銀色に屋根が光るとか、昔からの農村風景の屋根の風景とずいぶん変わってきてしまっているのです。

農村風景を維持しながら、ソーラーエネルギーのそういう形のものを取り込んでくると、どういった風景が本当はいいのか、太陽光パネルが載っているものが農村の今の風景でいいのか、という疑問があります。

#### 三澤委員

先日、伊那市で、景観行政団体になるためにアンケートをとって、その結果がでました。一番景観を阻害するのは、荒廃農地だと。これに手が届かないところが一番気になるといのが多く出た問題でした。

以前お蚕様を飼っていた時代に、開墾して桑畑をつくったところが、蚕がなくなって今すべて荒れてしまっている。土地のまとまったところは、農業法人化等で、まとめて十何haできました。しかし、まとまっているからできたのであって、点在している農地はなかなかそういったことができない状況です。

そういった農村を考えると、荒廃した農地、それから先ほどでました廃屋、こういったものの処理から考えていかなければ、いい風景はできないのではないかなと、そんなように考えています。

#### 増田委員

いろいろ発言させていただきました。先輩方に、「屋外広告物というのは、なにせ矢面に立つから静かにしていながら、ちゃんと反論してこいよ」といわれて、気持ちよく意見を言わせていただきました。この審議会の雰囲気は、これから2年お付き合いさせていただく中で、大変うれしいことであると同時に、刺激になると思います。。

#### 場々委員

安曇野地域の話になりますが、いわゆる住民協定の第1号が、安曇野からスタートしまして、長野県の中でも一番、景観に関心の強いところかなと思っています。

まさに北アルプスと田園と緑と水がある、「おひさま」のイメージでもあったわけなのですけれど、やはり日本のふるさとというイメージの非常に高いところです。

私たちの地域では、田園と同じように、屋敷林がたくさん残っています。長野県をみるとなかなかそうところはなくて、砺波にいくとまた違った形態をなしているのです。

美しい景観を残していく中で、そういったものが背負っている役割は大きいですが、今後世代交代をしていく中で、税金の補助もないし、市民のバックアップという面でも今一つというところもあります。

景観を共通のものとして、同じように背負っていただくような市民感覚ができないものかなというのが一番の関心です。

もう一つ、小さな子どもから、教育の中に景観教育というカリキュラムができればいいなと思っております。実際に、1回、頑張ったことがあるのですが、教育の場面で違うことをやるというのは非常に難しいところがある。次世代を担う子どもたちに何か情報を発信していかないと、次の世代の美しい風景というのはないのではないかなとったりしています。

#### 小松委員

平成8年くらいから地域で住民協定を作り、その後、県の景観条例を作り、また、それを参考にして諏訪市で景観条例を作りました。諏訪市中の写真を撮って、みんなで検討するというようなこともやらせていただいて、ずい分勉強させていただきました。

今回の農村景観育成事業という話ですが、ノスタルジアを求めた農村を作るのか、あるいは新しい景観を作るということを求めていくのか方向性が分かれるものだなという感じがいたしました。

里山や河川を守るということは、大事なことです。住宅をどういうふうに住てるのかということは、実は、高齢者福祉の問題と密接に絡まっているので、むしろ昔ながらの農村文化を残すのではなくて、住民の高齢者社会を支えるための住宅がきちんとできるという形での農村づくりを行っていかねば、農村が消えてしまうのではないかなということを感じています。

是非その点を含んだものを作っていただきたいと思います。

#### 勝山委員

進士先生が最初に、景観は最後という言葉使っていたのがとても印象的でした。

景観というのを考えていくときに、例えば屋敷林の話もそうでしょうし、蔵も、景観を守ろうだけでは残っていかない。

そこに住んでいる人たちの生活であるとか、そういったものが景観を作っていく部分が非常に大きい。長野市内の蔵の和風作りみたいなことをやっているのですが、蔵を残そうといっても蔵は残っていかないのです。蔵を残そうといったときに、そこに住んでいる人たちは何が困っているのか、ということ突き止めていかないと、その景観は残っていかない。

これから作るものと違って歴史的な価値、重みがありますから、その重みを次世代にどういう価値観をもってつなげていくかということが重要。そうすると今までもっていた

価値と違うもの、蔵に別の付加価値がついて、蔵が残っていくみたいなことがある。

一概には言えないのですが、農村景観についても同じようなことが言えるのかなというふうに思っています。

だいぶ前に、子どもたちのためのまちづくり教本というものを作りました。小学校6年生の担任の先生に興味を持っていただきまして、是非ワークショップを開きたいということで、参加させていただきました。非常に面白かったのは、子どもたちが大人とは全然違うところに視点をもっているということ。子どもたちの持っている視点の言葉をあげていくと、まちにどんどん生かされていくということがある。

景観教育をやりたいという人の声がでたら、建築士会なり景観整備機構といった第三者が動けるような体制をとりながら、そういう場をどんどん作っていくことが必要だと思っています。

#### 藤居委員

農村景観というのは、農林業の生産活動が健全に行われて、かつ、農林地が健全に管理されてはじめて生まれるということで、現状の農業が衰退している中ではなかなか難しい問題です。農林業が健全に行われるという前提がないと難しいので、この検討におきましては、農林業関係者あるいは県の農林部局等も含めて検討いただければ、というふうに思います。

#### 益山委員

直接農村景観と関係ないかも知れないのですが、長野県のブランドというのが、「日本のふるさとである」ということを前面にだしているということをお考えすると、日本のふるさとの原風景をただ守るだけではなく、これからあるべき日本のふるさととしての長野県の景観ビジョンのようなものを作っていくにはいけないのかなと思います。

観光の視点から言いますと、これから高速交通網が順次長野県に入ってくるに従って、県に早く入ってきていただいて滞在型観光を行うと。そのためには、グリーンツーリズムとかの農業に観光者も携われるような観光を将来的には目指したい。それが恐らく、農業人口が減る中で、一つの手助けになるのではないかなと思います。

まずは、日本のふるさと景観として長野県のビジョンのようなものを我々は意識して作っていくにはならないかなというふうに感じます。

#### 宮崎委員

信州の景観、農村景観そのものが信州の財産そのものだと思うのです。農村景観というのは、屋敷林もそうですし、田もそうですし、堰もそうですし、みんな農業者が守ってきたもので、それが今崩壊しつつある。今まで農業のコミュニティで守ってきたものを、これから農業とは違う新たなコミュニティで守っていくにはいけない。その仕組みをどうやって作るかということなのかなと。新しい時代にあった新しいコミュニティを作ることが結果として農村景観を守るという形になるのではないかと考えています。

景観というと、何となく目にみえるところだけという形ですけれど、目に見えるものだけでなく、そのバックグラウンドにあるものも含めて、これが世界に誇れるものであるというものをどうやって作っていくか。そのためには、短絡的に観光みたいな形に走るのは逆に危険かなと。ある程度、持続感がある形で、一定の時間をかけながら、管理しながら、そういうものを作っていくことがすごく大事なのではないかなと思います。

進士会長

ここに建築指導課と書いてあってこんなに分厚い例規集がありますが、私はここが大きな間違いだと思っています。本当は、景観というのは、取り締まるものではないのです。

大正時代の震災復興の都市美運動は内務省が始めたのです。それ以後何か日本は、景観をつくるということを規制でやるのだというふうに、少なくとも、法律屋さんが思ってしまったのです。

景観法は2004年にできますが、景観の法は別に国が最初に作ったのではないです。自治体が景観条例を500以上つくっていたのです。法律で規制できないと訴えられたら困るとか、眺望権の問題とか、真赤やピンクのマンションができたりして、これは、いくらなんでも何とかしなければだめだというので、自治体から要望されて、国が景観法を作ったのです。決して、政府は法律で締めていこうという発想は全然なかったのです。景観行政はむしろ基礎自治体からあがってきたものです。

まず京都とかいくつかの観光地で、観光資源を守らないと、京都に人が来てくれないというので、それこそ必死でやったのです。それから間もなく、景観次第で客が来たり来なかつたりするものだから、観光地が、景観に価値があると気付いた。

ところが、住んでいる人たちが自分のふるさとと思えないよという、そういう人がでてきて、今度は、自分の生活景観を守ろうという、普通の町が条例を作るようになりました。それから最後が農村なのです。農村はそういうものにほとんど関心がなかったのです。

工業化社会から脱工業・情報化社会になったときに、工場のようなものがあるような、そういうものが逆に懐かしいという話まででてきたりして、工業社会になりすぎたら、逆の農村景観が魅力になってきた。今、そういう時代なのですよ。

だから、どなたもおっしゃるようにふるさとをつくるんだという。日本全体でいうと、長野は立派なふるさと性をもっている。それが太陽光パネルが入ったらどうなるのという、その通りです。

日本の風景の良さは瓦屋根あるいは草葺屋根なのです。明治の頃にイザベラバードが褒めたのは、そういう日本の自然風土の中で育った風景を全く機械的なものに変えていいのかという。

ただ、それは休耕田なのです。さっき藤居先生が言われましたね。農業景観というのは、あるいは農村景観は健全でなければいけない、農業が成り立っていないといい風景ではないのですよ。

水田は、ドイツ人が、あんなに丁寧に手入れされている風景は、ガルテン、お庭だと言ったのです。日本の水田は庭園だと、日本中が庭園だと思ったと、そのくらい手入れをし

ていた。それが今、人手もなく、高齢化で、どんどんダメになっていく。だから荒れていく。それじゃパネルでもいれようかとなるわけです。本当はとんでもないことなのです。

景観というのは、まさにそのときの時代の経済とか福祉とか文化とか全部が入っているのです。簡単にいうと、さっき小松委員がおっしゃった、新しい時代の新しい要請、例えば高齢社会に対応した住宅とかを古い農家じゃ無理でしょうという、そういう文明と文化とが両方いつもでてくるのです。それで景観行政はとても難しいのです。

その解決法は基本的にまず、ゾーニングです。ところが、日本の建築家は、日本の風景を、全部そろってない、デタラメだっていうのです。どちらかという、心の中で統一しなければと思っているのです。ヨーロッパのベルサイユみたいな、ああいう風な景観が絶対素晴らしいと思ってきたからです。

だけど日本はそうではないのです。アジアですから。高温多雨でいろんなものが古びていく、腐っていくわけです。苔むしていくわけです。風化していくわけです。向こうは冷涼で乾燥している。だから変わらないのです。

看板がなぜ嫌がられるかという、変わっていかない。古びていくと汚くなるだけだから。昔の石の石碑みたいなものは味わいが出てくるでしょう。だから喜ばれている。プラスチックとかペンキでやるから汚くなるだけなのです。

最後に、今、皆さんおっしゃったとおりです。国交省のホームページを見ていただければ、私が委員長でまとめた景観まちづくり教育というマニュアルがあります。子どものため、建築家のため、行政マンのための3種類を作っております。日本の景観行政がどうなっていて、どういうことが大事かということを書きました。それは是非ご覧ください。

配っていただいた資料ですが、「土地の良さ生かして個性作る」と書きました。

大地、景観、風景とかの英語はランドスケープです。ランドというのは土地や自然です。山国もあれば海もあれば平野もある。北、南、雪が降るところも降らないところもある。みんな違うのです。特に植物はみんな違うのです。農業も、畑作地帯もあれば水田地帯もあれば棚田のところもあれば大きな北陸のような大規模農地もある。みんな違うものを統一しようなんていうのは不遜なのです。それはルイ14世みたいな強烈な皇帝がでたときはそれをやったのですけれど、だから、あれは皇帝のための風景です。そういうものに惑わされてはいけません。まして、これからの長野県のあり方は、長野県の個性がみんな生きないと、善光寺のある長野市だけでも困るし、諏訪だけでも困るわけで、それぞれが生きていかなければならない。そのときに大きな財産は風景なのです。この風景がどういうものであるかで、人が来たり来なかったりする。観光というのは、風景を見るということです。光というのは、素晴らしいところ、それを観るのが観光ですから。観光と風景論、景観論というのは矛盾しないです。だけど、観光というと、汚いものを作って看板を一杯並べて、という誤解がされているのは、作り方が悪いからです。

風景は多様であるべきだ。もちろんある部分で統一が必要です。沿道景観とか。道路を走っていたら、ある心地よいリズムを感じるとか、そういう意味では並木でもいろんなやり方がある。しかし、並木も行政で決めたように8m間隔で全部イチョウとかいうのはナンセンスです。その土地その土地で変化していくと音楽を聞いているように気分がいいわ

けです。そういうシークエンスというのですが、移動景観もエンジョイできるようにしてあげないといけない。だからカラマツばかりではいけない。もみじがはいたりカエデがはいたり、白樺がでてきたり。今度は白樺が似合うようにするには、看板が白樺の風景に合うようなものじゃないと困るわけです。看板は人工的なものでどこでも同じですよ。基本的には文字が違うだけ。あれはダメですね。

「地域を育てる工夫」と書きました。私は、今日も、行政の皆さんにちょっと苦言を呈したかも知れませんが。別に皆さんを否定したわけではないです。行政のあり方が昔のように、ルールを作って強制して、規制だ、許可だという時代ではなくなっているのに、法律がそうなっているから発想が規制型になっている。

風景というのは、そこで生活している人たちの営みの現れなのです。どういう暮らしをしているかが風景に現れるのです。そこに住んでいる人柄が風景にでるのは、間違いないです。だから、例えばコンクリートの塀とかブロック塀ばかりとか、上に三角のモルタルを載せて割れたガラス刺してあったでしょう。皆さん子どもの頃。あれは、いかにもみんな人を見ればドロボウだっていうことです。

同じ忍び返しでも、江戸時代の粋な黒兵衛長屋の忍び返しはものすごくおしゃれなのです。竹を上手に焼いて曲げて。同じ防犯をやりながらでも、美しくできるのです。ところがダイレクトに機能だけを表にだしてしまふ。それが割れたガラスを刺すという。

技術はとても大事です。看板だけではないのです。建築もそうです。道路の造り方も植栽の仕方も。是非、そういう意味では、こういう議論が専門家を育てると私は思っています。

もうひとつは、地域の風景を守る、そういう自治体職員が育ててもらわないと困る。結局は、基準に合わせてあっているかあっていないかだけではダメで、本当にこの土地にとっていいかどうかという判断をできるようにする。行政というのは法律や条例に基づいてチェックする。だからどうしても基準がいる。基準を作ってはチェックしていくという、自分の個人の感性とか判断力を捨てさせられている。

本当は、皆さん素晴らしい感性があるのですよ。ところが、一般の景観担当に聞くと、景観専門じゃないから分からないのですっていう。そういう景観担当者が多いのです。自信をもってください。あの2つの絵のどちらがあなたにとっていいと思うか。ただでくれるといえば、こっちがいいと言うでしょう。それを大事にするのです。この土地にとって何が大事かということを考える行政マンになってもらわないと、結局、景観行政は成功しないのです。

最後の、「社叢」というのは、神社やお寺の境内の話です。これは、政教分離で、できないというふうには行政の人たちは思っているのです。しかし日本の里の風景、まして農村風景といったら、全部氏神さんと、檀家寺なのです。これを抜いたらどうしようもないのです。ヨーロッパの都市に行くと中心に教会があるのと同じで、日本でも一際大きい屋根とかは大体お寺なのです。お寺、神社、鎮守の杜は最も古い日本の伝統、私はこれを日本型公園の原点だと言っているのです。コモンスペースですから。みんなで土地を提供してみんなで掃除して、そして盆踊りをしたり相撲の大会をやったりして維持してきた。皆が寄

り合う場所だったのです。公園なのです。この杜はその土地の風景のシンボルですから、これを政教分離だからといって行政が抜いてしまうからダメなのです。その代わりに私は、歴史的緑地という呼び方を提案しているのです。社叢は歴史的緑地なのです。

景観行政というのは、除外する部分が出てきてしまう。そんなことはない。風景は全部対象。土地所有が公であろうと民であろうと、あるいは隣の町であろうと、景観は連続しているのです。それが自治体の境目で変わったりしては困るのです。連続していくのです。もちろん同じくする必要はない。徐々にグラデーションをつけて徐々に変化させる。そういうことです。今後、楽しんでいただくためにも、風景論をあまりスタティックに捉えないでダイナミックで、楽しいものとしてください。

私は、「風景デザイン」という本も書いていますが、日本では、風景とか景観というと、ただ規制して保全するということしかいわない。作れるのです。マンメイドランドスケープというのです。昔の先祖が造ったもの。だから、一番気になったのは、今日の資料の袋なのです。この袋はマンメイドじゃない。ナチュラルランドスケープしか入っていない。人の子一人いない。信濃は山また山という象徴的なのだろうけど、この人の頭の中には人間が抜けているのです。風景というのは文化的景観です。カルチャラルランドスケープ。人間が長いことかかわって造ってきたものなのです。それが安曇野だったり佐久平だったりするのです。

上高地の調査に2ヶ月近く入ったことがあります。上高地は、ある種の大きな自然公園です。自然と付き合うためにできた風景なのです。あれはあれでいいのです。マイカー規制のデータは私が若い頃つくったのです。駐車場もあまりにも大きすぎるから、釜トンネルの手前できってしまうということもやりました。私は規制を全然しなかったわけではない。ただ、より良くするためです。

景観は、保全もしなければいけないけれど、デザインして造るべきでもある。全ての風景は人間が造ったものです。人間の知恵次第なのです。

本当にいい農村景観にするには農業を振興しよう。それで、その町らしい野菜とか、あるいはお蚕さんのときは桑畑だとか、そういうものを育てることで地域らしさがある。都会の人、つまり長野市の人でも田舎の風景を応援する。いわば農業応援団ができないと困るのです。

風景は人間が造ったということは人間の知恵で良くも悪くもなるのです。それを踏まえて、是非皆さんで頑張ってください。

真嶋課長

今日はありがとうございました。

冒頭、景観計画の変更を諮問したのですが、次回からは、景観行政団体になるにあたって、それぞれの市町村の思いや景観計画の概要などを皆さんに報告という形にして御提示し、皆さんの意見をきいて、市町村へバックしていくような方策をとってきたいと思っておりますので、検討させてください。

屋外広告物条例のあり方については、よいお話を聞かせていただきました。

北陸新幹線が延伸してきますけれど、新幹線の両側は県で主導してやっていくべきと、私は思っています。

高山村は美しい村にしようと力を注いでいます。目的地に案内するまでの案内看板は重要なのだという話の中で、村でいかにフォローして案内看板を作るか、担当を通じて村の方へお伝えしたいと思います。

農村景観ですが、先ほど皆さんからお話しあったとおり、景観担当だけではできないというのは重々承知しております。農業あり、林業あり、観光あり。先ほど藤居先生からお話もございましたが、それには農業の活性化、林業の活性化、観光の活性化が全て絡んでくるもので、県も、建設部だけでなく対応していきたいと思います。是非、いい農村景観の育成ができるよう、皆さんのお考えを頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(終了)

議事録署名委員

---

---